

## 船舶事故調査報告書

平成24年7月5日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	平成22年8月10日 08時00分ごろ
発生場所	岩手県宮古市宮古港高浜地区北方沖 宮古港神林北防波堤灯台から真方位208° 1,200m付近 （概位 北緯39° 36.5′ 東経141° 57.7′）
事故調査の経過	平成22年12月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第3 <sup>きだ</sup> 貞丸、0.6トン IT3-44548（漁船登録番号）、個人所有 5.43m（Lr）×1.66m×0.64m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数16、昭和58年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 79歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月18日 免許証交付日 平成20年10月10日 （平成26年5月17日まで有効） 遊泳者 男性 47歳
死傷者等	重傷 1人（遊泳者）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、宮古湾内であらに漁を行ったのち、宮古港高浜地区へ向けて帰途についた。</p> <p>船長は、船尾に腰を掛けて船外機を操作しながら、約5ノットの速力で南進中、平成22年8月10日08時00分ごろ、高浜地区北方沖において、船体に異音を感じたので停船し、船尾方で手を振っている遊泳者を見付けて救助したところ、遊泳者が負傷していたことから、本船が遊泳者と接触したことを知った。</p> <p>船長は、高浜地区北側の砂浜（通称三角浜、以下「三角浜」という。）で海水浴をする人がいることを知っていたが、本事故当時は時間帯が早くて人影が見られなかったこと、及び三角浜から離れたところを航行していたことから、遊泳者がいるとは思わなかった。</p> <p>本船は、航走中に船首部が浮上して前方に死角を生じる特性があり、本事故当時も死角が生じていた。</p> <p>船長は、他船がいるときや漂流物がある場合は、船首浮上による死角を補うため、立って操船したり船首を左右に振ったりして前方の見張</p>

	<p>りを行っていたが、本事故当時は船尾に腰を掛けて操船していた。</p> <p>遊泳者は、宮古港内において1人でトリアスロンの練習を行っており、三角浜に向かって泳いでいたところ、間近に迫った本船に気付き、潜って避けようとしたが、本船のプロペラ翼が右足に接触した。</p> <p>遊泳者は、黒のウェットスーツ、ピンク色のスイミングキャップ、ゴーグルを着用してクロールで泳いでいた。</p> <p>遊泳者は、三角浜から泳ぎ始め、宮古港内で練習を行い、三角浜に戻るところだった。</p> <p>遊泳者は、救急車で病院に搬送され、右第5中足骨開放骨折及び右足腓骨筋腱断裂と診断された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>								
その他の事項	<p>本事故当時は、本船以外に付近を航行している船舶はいなかった。</p> <p>遊泳者は、本事故発生場所付近の水域で水泳の練習を約8年前から週に3回くらい行っており、多いときには5～6人の仲間と一緒に泳いでいた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、宮古港内を南進中、船長が、前方に遊泳者はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、遊泳者に気付かず、本船のプロペラ翼が遊泳者の右足に接触して遊泳者が負傷したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	あり	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、宮古港内を南進中、船長が、前方に遊泳者はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、遊泳者に気付かず、本船のプロペラ翼が遊泳者の右足に接触して遊泳者が負傷したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	あり								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、宮古港内を南進中、船長が、前方に遊泳者はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、遊泳者に気付かず、本船のプロペラ翼が遊泳者の右足に接触して遊泳者が負傷したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が宮古港内において南進中、船長が、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったため、遊泳者に気付かず、本船のプロペラ翼が遊泳者に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中、船首方に死角を生じる場合は死角を補う適切な見張りを行うこと。</li> </ul>								